

# 群馬県高等学校PTA連合会役員候補者推薦委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、群馬県高等学校PTA連合会会則（以下「会則」という。）第6条の規定に基づき、本会の役員選任に必要な事項を定める。

(役員候補者推薦委員会)

第2条 会則第14条第2項に規定する推薦委員会の委員は、会長・副会長7名・校長理事6名とする。

- 2 前項に規定する校長理事は、群馬県高等学校PTA連合会副会長在任校の校長6名とする。
- 3 委員は、互選により正副委員長を選出する。
- 4 推薦委員会は、第3条による被選資格者を選考し、当人の同意を得て理事会の議決を経て総会に提出する。
- 5 推薦委員会は、その任務が終了した時に解任される。

(役員の前被選資格等)

第3条 会則第5条に定める役員の前被選資格等は、次のいずれかに該当するものとする。

- 2 会長・副会長は、原則として単位PTA会員であること。ただし、副会長には、県高等学校長協会代表、私立高校代表、4地区代表各1名を含み、単位PTA等の推薦を受けたものとする。
- 3 理事は、別表に定める各地区からの推薦者、県高等学校長協会副会長、群馬県高等学校PTA連合会副会長在任校の校長及び前橋地区内の校長とする。
- 4 監事は、前橋地区内のPTA会長の中から推薦委員会を選出する。

(役員候補者の推薦時期等)

第4条 前条第2項及び第3項に規定する役員候補者の推薦は、当該年の12月末までに、その者の氏名・役職名・その他事由を記して推薦委員会に推薦する。

- 附 則
- 1 この規定は、平成17年9月16日から施行する。
  - 2 平成21年6月12日一部改定

【別 表】 地区別等PTA役員数 (H23.4.1)

| 地 区 名 等 |                       | 理 事 数 |
|---------|-----------------------|-------|
| 東毛 24   | 桐生・みどり9、太田8、邑楽・館林7    | 2     |
| 中毛 20   | 前橋13、佐波・伊勢崎7          | 2     |
| 西毛 25   | 高崎14、多野・藤岡4、甘楽・富岡・安中7 | 2     |
| 北毛 14   | 渋川4、利根・沼田5、吾妻5        | 2     |
| 私学 (12) | ※私学12は各地区内の内数         | 1     |